

令和3年1月18日

保護者様

裾野市立南小学校
校長 鈴木 弘美

今後の教育活動の実施等について

日頃より、本校の教育活動に対して、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
さて、先週、緊急事態宣言が近隣の県に発令され、県内でも、警戒レベルに伴う行動制限が厳しくなりました。
南小では、今後の教育活動について検討し、下記のように決定しましたので、現時点での見通しとして、お知らせします。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1 基本的な方針

国や県の発表(緊急事態宣言や警戒レベル※)を注視し、日々、これに適切に対応した活動を行う。

- ▶ 緊急事態宣言が静岡県に発令された場合、または、県の警戒レベルが **6** や **5** の場合には、**児童が校外へ出る活動、児童が校外の人と一緒にいる活動は、原則、中止か延期とする。**

※今日現在の警戒レベルは **5** です。週1回程度、更新されています。(詳細は裏面をご覧ください。)

2 実施の見通し

今後の主な教育活動	予定日	その時の警戒レベル	対応 (実施する際の徹底事項、他)
4年 社会科見学	1/22 延期		・見学先(静岡市)の感染者の急増等により、1/22には実施しない。 (状況によるが、3月に延期して実施する予定。再延期はなし。)
4年・6年 職業講話	1/29	6・5 4以下	・中止 (1/22 に、実施について再度判断) ・来校者の2週間前からの健康状況が良好な場合、実施する。
ショート授業参観	2/ 1・4・5	6・5 4以下	・中止 (4年生の「いのちの授業」は、延期して実施を検討中) ・来校は、2週間前からの健康状態が良好な保護者に限る。
6年 西中の見学 西小との交流	2/ 3	6・5 4以下	・西小との交流は中止。西中の見学は、3月に延期。 ・実施する。建物への入退出時は消毒。交流は屋外で実施。
夢と輝きの教育推進会	2/ 3	6・5 4以下	・中止 ・内容を精選し、代表者が短時間で実施する。
新1年生入学説明会	2/ 8	いずれの場合も	・物品の受取りと、保健関係の提出だけ行う。(ドライブ形式) ・連絡事項は、HPや、入学式等に時間を設けて、知らせる。
漢字検定(申込者)	2/14	いずれの場合も	・申込者は実施する。(場合により、地域の人の受験は延期)
6年 通学路遠足	2/17	いずれの場合も	・マスクを着用して実施する。(説明はマイクで行う。)
6年生を送る会	2/25	いずれの場合も	・全校児童が集まらない形で実施する。保護者の参観はなし。
囲碁教室(希望者)	2/26	いずれの場合も	・中止 (来年度、感染状況が落ち着いた頃に実施する。)
6年 なごむ会	3/ 9	6・5 4以下	・中止 ・来校は、2週間前から健康状態良好な人に限る。飲食はしない。
卒業式	3/19		・保護者参列は2名以内、5年生と来賓は参列なし。詳細は、後日連絡します。
離任式	3/26		・実施する予定ですが、形式は検討中で、後日連絡します。

今日から
体温チェックを
お願いします

※ この表は、1/18時点の見通しで、さらに変更になる可能性もあります。

※ 裏面もご覧ください。

担当:教務主任(松本)

995-1373

【参考資料】

【文部科学省から保護者へのお知らせ(1/8更新)】

- Q 新型コロナウイルス感染症に関して新たに東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県において緊急事態宣言が発出されましたが、学校の臨時休業を要請しないのでしょうか。
- A 臨時休業の判断は地方自治体等の学校の設置者になりますが、地域一斉に行う学校の臨時休業は、当該地域の社会経済活動全体を停止するような場合に取り得る措置であり、学校のみを休業とすることは、児童生徒等の学びの保障や心身への影響の観点から避けるべきと考えております。なお、現状において、文部科学省から一斉の臨時休業を要請することは考えておりません。
- Q どのような場合に学校が臨時休業となるのでしょうか。
- A 学校の臨時休業の判断については、学校の設置者が行うこととなります。子供や教職員の感染が確認された場合、学校の設置者は、臨時休業の実施の必要性も含め、保健所と相談するとともに、保健所による濃厚接触者の範囲の特定等に協力します。学校の臨時休業を行うのは、保健所の調査等を踏まえ、学校内での感染が広がっている可能性が高い場合などが考えられます。

【静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部からの発表(1/15更新)】

県警戒レベル…1月15日(金)現在は「警戒レベル5(特別警戒)」です。

本県では、多くの市町で多数の感染が確認され、クラスターの頻発など、急速に感染拡大が進んでいます。本県の感染状況は国の感染警戒区分「ステージⅢ」です。…中略…。県民の皆様には、最大限の感染防止行動とともに、特に以下の6つの対策を重点的に行ってくださいますようお願いいたします。① 略
 ②目に見えないウイルスがまん延している状況では、人が移動すること、人に会うこと自体に感染リスクが伴います。県内でも、不要不急の外出を控えていただきますようお願いいたします。特に、県境地域や東部地域など感染拡大地域と交流が活発な地域では細心の注意が必要です。…以下、③④⑤⑥の対策…

「6段階警戒レベル」と「レベル毎の行動制限」の変更点 <静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部>

時期	前回 (1/14~1/15)	今回 (1/16~1/22)
レベル	警戒レベル5 (特別警戒)	変更なし
県内移動に関する行動制限	本県では、マスク非着用での歌唱や大声での会話などの感染リスクの高い行為により、クラスターが発生しており、このような行為を厳に回避するように呼び掛け	不要不急の外出を控えるなど、 できる限り外出機会を減らすこと を呼びかけ

今回の変更

「6段階警戒レベル」と「レベル毎の行動制限」(新型コロナウイルス感染症対策) (令和2年11月)

レベル	本県の警戒レベル			基本的行動内容				国別評価	参考 国別警戒 ステージ
	県内	県外	国外	県内評価	県内移動に関する行動制限	県外評価	県境を跨ぐ移動に関する行動制限		
6	【都市封鎖級】			感染まん延後期	外出禁止や休業の要請など	感染移行期以上	禁止の要請など		Ⅳ
5	【特別警戒】			感染まん延中期	県内の感染状況を踏まえた不要不急の外出自粛や営業時間短縮の要請を含む必要な行動制限など	(感染状況が厳しい地域の状況等を評価)	自粛の要請など		Ⅲ
4	【警戒】	【警戒】		感染まん延前期 感染移行期 後期	施設での感染防止対策を徹底 感染リスクの高い行為を回避 必要に応じて訪問自粛などの行動制限		県内者の県外への移動及び県外者の県内への移動については対象地域に応じて行動制限・注意を要請(注1)	多数又は複数の国・地域において感染が拡がっている	Ⅱ相当
3	【注意】	【注意】		感染移行期 前期					Ⅰ相当
2	【ほぼ日常】	【注意】		感染限定期	3密を極力回避。基本的な感染対策(注2)の励行など「新しい生活様式」を心がける。感染者等へ配慮	感染限定期			
1	【ほぼ日常】	【ほぼ日常】		感染休止期	3密をできる限り回避。基本的な感染対策(注2)の励行。感染者等へ配慮	感染休止期	県境を超える移動可。ただし、感染者の多い地域への移動/同地域からの移入は注意		
0-1	【日常】	【日常】 (出入国 制限あり)	【注意】	感染終息	県内に関する行動制限無し 国内・国外のどのとの関係でも行動制限無し	国内の全域が感染終息	国内に関する行動制限無し 国外との行動制限が一部有り	一部地域においては感染が終息していない	
	【日常】	【日常】	【日常】				国内・国外のどのとの関係でも行動制限無し	ほぼ終息	

(注1) 県が更新・発表する地域の感染状況に応じた県境を跨ぐ移動制限区分に応じて判断
 (注2) 基本的感染対策：身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いやなど
 (注3) 感染レベル低位の対策は、より高位のレベルでの対策に含まれる
 ※ 県内評価の変更点(令和2年11月)：国の新型コロナウイルス感染症対策分科会(令和2年8月7日)で示された国別警戒ステージ等を踏まえ、感染まん延期を、「前期」・「中期」・「後期」の3段階に分けた。

警戒レベルは週1回程度更新されています